

平成29年(2017年) 3月21日

指定介護予防訪問介護事業所  
指定介護予防通所介護事業所 代表者 様  
指定居宅介護支援事業所

姫路市地域包括支援課長

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業について(通知)

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。  
姫路市では、本年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始します。

開始当初の事業内容について別紙のとおりお知らせしますので、御熟読のうえ、今後も要支援者等に対する適切なサービス提供を継続して下さいますよう、お願いいたします。

記

1 特にお知らせしたいこと

(1) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護の総合事業への移行

平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた人が利用するサービスは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」から「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」に変更となります。

なお、平成29年3月31日以前に要支援認定を受けている人には、平成29年4月1日以降に行う認定更新等までは「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を提供して下さい。

(2) 運営の基準

「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の人員、設備、運営の基準は、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同様です。

(3) サービスの報酬単価

「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の基本報酬及び加算、減算は、要支援者にサービスを提供する場合も、事業対象者にサービスを提供する場合も、これまでの「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同水準です。(総合事業通所介護について要支援2の「週1回程度利用」区分を新たに設定することや、日割り算定のルール等、一部変更点はあります。)

(4) 「事業対象者」の新設

総合事業では、要支援者に加え、新たに「事業対象者」もサービスを利用できます。

2 総合事業に関する姫路市からの各種お知らせ・情報提供について

姫路市地域包括支援課のホームページで随時公開いたします。

[http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/\\_33745.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745.html)

お問い合わせ先	姫路市 地域包括支援課 総務担当
	電話 079-221-2853、FAX 079-221-2444

## 姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業について

事業所説明会資料（平成 28 年 10 月）からの主な追加内容

- 3 ページ サービス利用手続き（事業対象者に係る記載を一部追加）
- 4 ページ 相談からサービス利用までの流れ（基本チェックリスト実施に係る記載を一部追加）
- 5 ページ サービスの種類について
- 6 ページ サービスの基準について  
サービスの単価について
- 9 ページ 総合事業訪問生活援助事業（利用対象者に係る記載を一部追加）
- 別紙 1 サービスコード表
- 別紙 2 介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

平成 29 年 3 月

姫路市 地域包括支援課

## 目 次

1	姫路市の総合事業の構成	．．．．．	P 2
2	介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者	．．．．．	P 2
3	サービス利用手続と事業対象者	．．．．．	P 3
4	サービスの種類について	．．．．．	P 5
5	サービスの基準について	．．．．．	P 6
6	サービスの単価について	．．．．．	P 6
7	姫路市における総合事業のサービス概要		
	総合事業訪問介護	．．．．．	P 8
	総合事業訪問生活援助	．．．．．	P 9
	総合事業通所介護	．．．．．	P 10
8	利用者負担	．．．．．	P 11
9	利用限度額	．．．．．	P 11
10	介護予防ケアマネジメント	．．．．．	P 11
11	定款の変更等について	．．．．．	P 13
<b>【資料】</b>			
別紙1 サービスコード表			
	総合事業訪問介護（みなし指定事業所用）	．．．．．	P 14
	総合事業訪問介護（みなし指定が適用されない事業所用）	．．．．．	P 15
	総合事業訪問生活援助	．．．．．	P 16
	総合事業通所介護	．．．．．	P 18
	介護予防ケアマネジメント	．．．．．	P 19
別紙2 介護予防・日常生活支援総合事業の月額報酬の日割り請求について			
		．．．．．	P 21

## ○ 総合事業の開始によって、このように変わります（主な変更点）

- 1 介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は総合事業に移行します。

現 行		総合事業
介護予防訪問介護	⇒	総合事業訪問介護
介護予防通所介護	⇒	総合事業通所介護

- ※ 姫路市は、総合事業に移行後も、今までと同様の運営基準、同水準の報酬単価です。  
 ※ 総合事業への移行が完了する平成 30 年 3 月 31 日をもって、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の制度は終了します。

- 2 要支援者は次回の認定更新後等から、総合事業のサービス（総合事業訪問介護、総合事業通所介護）を利用することになります。

- 3 新しく、運営基準を緩和した、生活援助型の訪問型サービスを開始します。

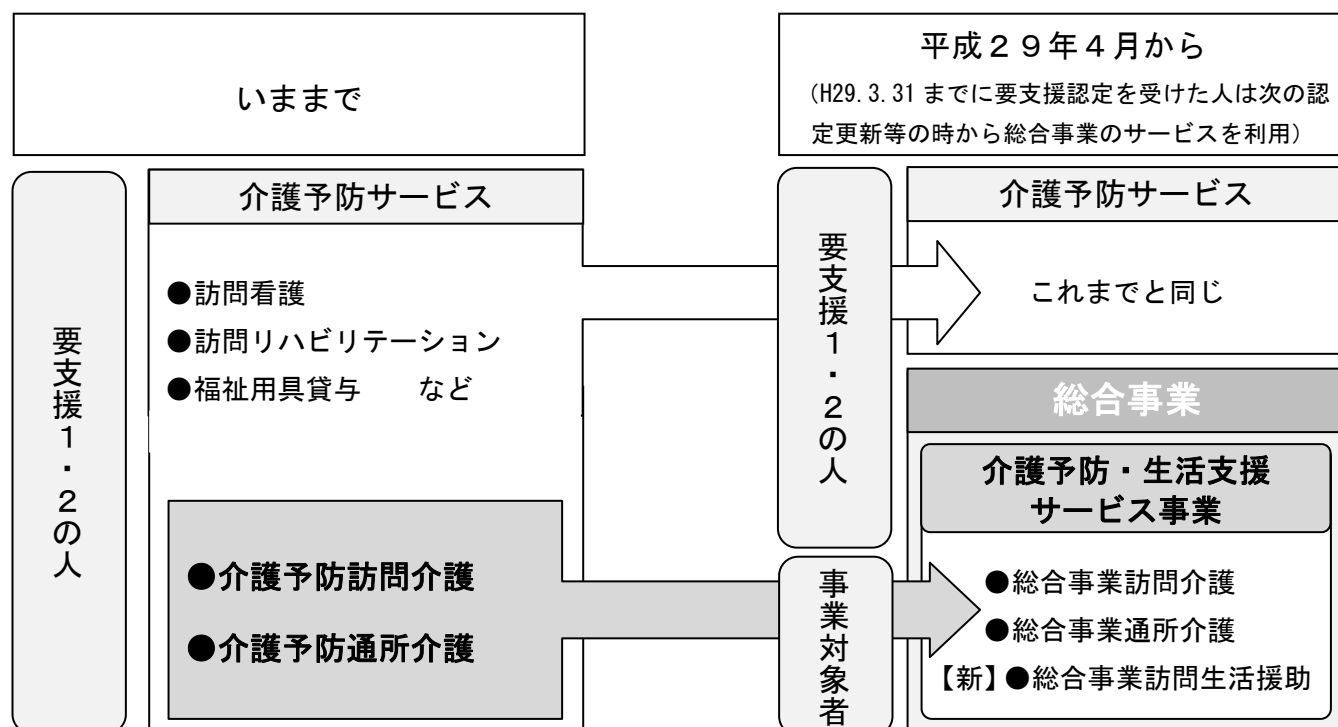
- ※ 新しいサービスを開始しますが、今までどおりのサービス（総合事業訪問介護）を、これまでと変わりなくご利用いただけます。（市として新しいサービスの利用を優先させる考えはありません。）

- 4 総合事業のサービスは、事業対象者も利用できます。

- ※ ただし、サービスの利用対象は要支援に相当する状態の事業対象者に限ります。

- 5 総合事業のサービスを提供するためには、姫路市の事業所指定を受ける必要があります。

- ※ みなし指定のない事業所は、姫路市に指定申請を行ってください。（市外の通所介護事業所は、みなし指定があっても、届出が必要です。）

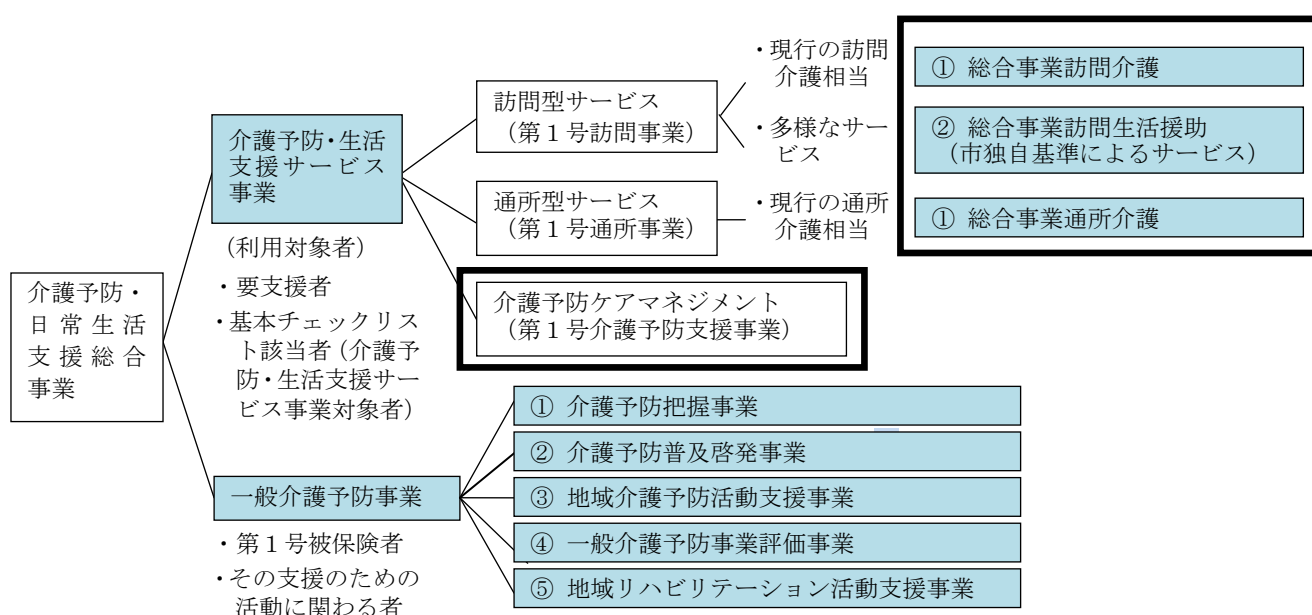


## 1 姫路市の総合事業の構成

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての第1号被保険者が対象となる「一般介護予防事業」から構成されます。

総合事業の開始当初は、姫路市の「介護予防・生活支援サービス事業」として以下のサービスを実施します。

- 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス（総合事業訪問介護、総合事業通所介護）
- 生活援助型の訪問型サービス（総合事業訪問生活援助）
- 介護予防ケアマネジメント



## 2 介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者

- ① 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた人（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者）
- ② 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された人
- 要支援者については、認定有効期間の開始日が平成29年4月1日の人から順次、1年間をかけて総合事業へ移行します。
  - ⇒ 平成29年3月末時点で要支援認定を受けている要支援者には、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを提供します。
  - ⇒ 平成29年4月1日以降に認定更新等により要支援認定を受けた人に訪問介護・通所介護を提供する場合は、総合事業のサービスに変更となります。

**【要支援者等の総合事業への移行】**

認定区分	認定日 (更新日)	提供サービス	平成 29 年				
			3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
新規	H29. 4. 1	訪問介護 通所介護		総合事業	—————→		
	H29. 5. 1	訪問介護 通所介護			総合事業	—————→	
更新	H29. 4. 1	訪問介護 通所介護	予防給付	総合事業	—————→		
	H29. 5. 1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----→	総合事業	—————→	
	H29. 6. 1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----→	-----→	総合事業	—————→

※ 要支援者は総合事業に移行後も、総合事業のサービスに加え、予防給付のサービス（福祉用具貸与や通所リハビリテーション等）を利用し続けることができます。

### 3 サービス利用手続と事業対象者

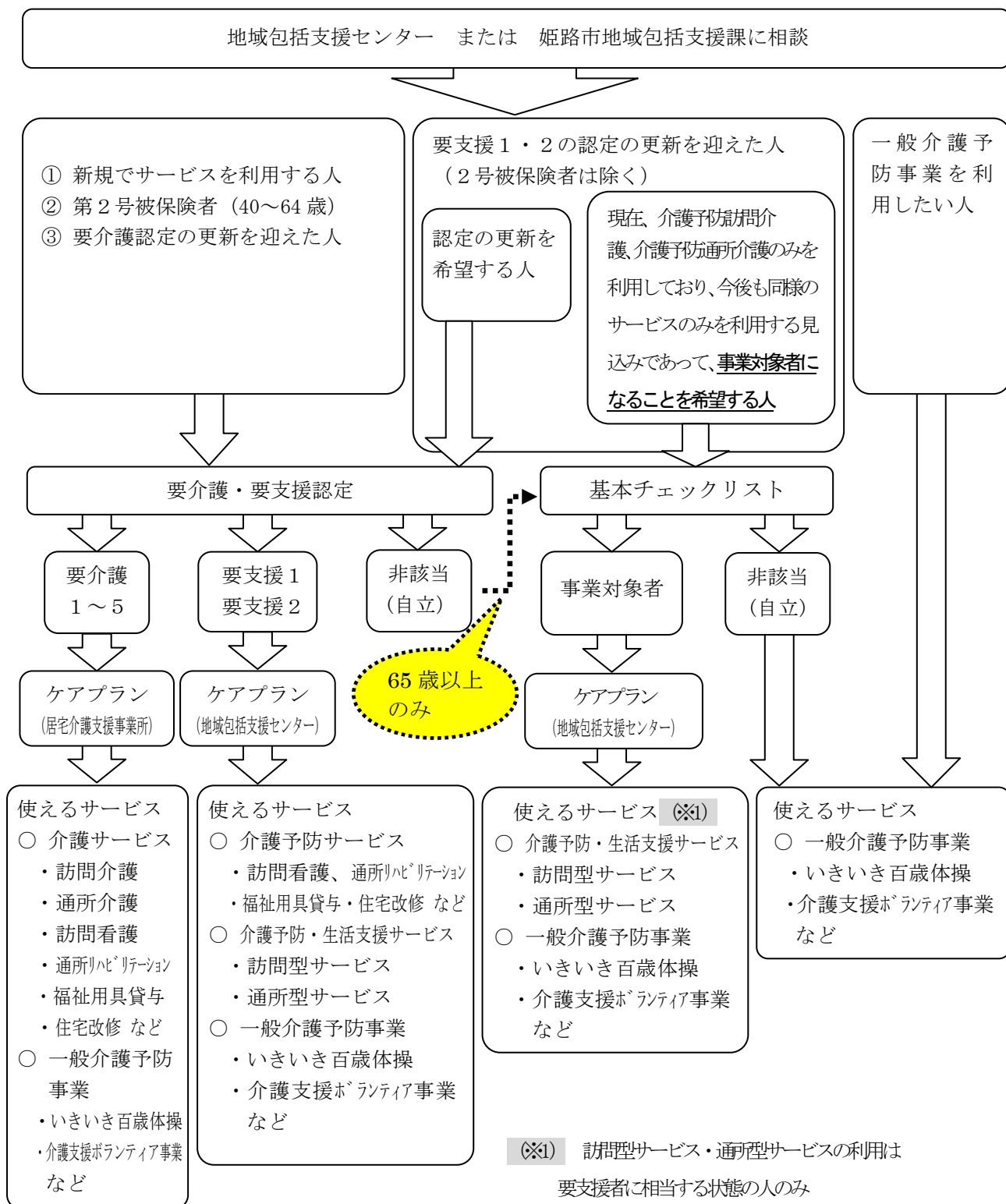
本市では、新規にサービスを利用する方には、原則、要支援認定を受けていただきます。

事業対象者の手続きは、要支援認定の更新を迎えた人や、認定申請の結果「非該当」の判定が出た人を対象に実施します。（3 ページ「相談からサービス利用までの流れ」参照）

- 要支援認定の申請窓口や手続きは従来どおりです。
- 要支援認定を受けた人は、総合事業のサービスと予防給付のサービスの両方が使えます。
- 要支援認定の結果、非該当となった人は、地域包括支援センターが必要に応じて基本チェックリストを実施し、サービス利用のためのアセスメントへつなぎます。
- 基本チェックリストは、地域包括支援センター又は地域包括支援課の職員が本人との面談により実施します。
- 基本チェックリストに該当した場合は、介護保険被保険者証、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を地域包括支援センター又は地域包括支援課に提出します。市で確認後、「事業対象者」と記載した介護保険被保険者証等を本人あてに郵送して交付します。
- 事業対象者の有効期間には終期がありません。
- 事業対象者は総合事業のサービスのみ利用できます。予防給付は利用できません。  
なお、事業対象者は、いつでも要支援・要介護認定を申請できます。
- 事業対象者のサービス利用は、要支援者と同様、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき行います。なお、訪問型サービス、通所型サービスの利用対象者は要支援者に相当する者です。地域包括支援センター等によるアセスメント及びケア

マネジメントの結果、必要な場合にサービスが提供されます。基本チェックリストに該当者し、事業対象者となった人であっても、要支援者に相当しない軽度の人はサービスの利用対象にはなりません。

## 【相談からサービス利用までの流れ】



## 4 サービスの種類について

姫路市では現行の介護予防訪問介護に相当するサービスとして総合事業訪問介護を、現行の介護予防通所介護に相当するサービスとして総合事業通所介護を実施します。

また、新たに、緩和した基準による生活援助型の訪問型サービス「総合事業訪問生活援助」を実施します。

### 【ポイント】

姫路市では、総合事業の移行後も、必要な人に現行と同等のサービスを提供できる体制を確保する方針としています。

今回、新しい訪問型サービス（総合事業訪問生活援助）を開始しますが、新しい訪問型サービスを開始する趣旨は、今後、介護人材の不足が懸念される中、このサービスの導入により、介護の担い手のすそ野を広げることにあります。

新しいサービスの導入にあたっては、自治体ごとに方針が異なりますが、姫路市では、新しい訪問型サービスの利用を現行のサービスに優先して利用するよう、利用者を誘導する考えはありません。利用者の選択により、これまでどおり、現行の介護予防訪問介護に相当するサービス（総合事業訪問介護）をご利用いただけます。

なお、姫路市では当面、緩和した基準による通所介護のサービスを開始する予定はありません。

また、地域団体やボランティア等、多様な主体による支え合いのサービスは、地域における自発的な取組みにより進める必要があること等から、時間をかけて取り組みます。

### ○ 「総合事業訪問生活援助」事業者の公募について

「総合事業訪問生活援助」は、サービス提供を行う従事者の資格要件を緩和していること等から、サービスの質の確保や利用者の需要、従事者の養成数等の検証を行うために、当面の間は公募により事業所を選定し、事業を実施します。

検証の結果を踏まえ、他の介護サービスと同様、通常の指定申請に基づく指定事業者による事業とすることを検討します。

※ 事業実施希望者の申込は、平成 29 年 3 月 3 日に締め切りました。

公募により選定した事業所により事業開始  
(平成 29 年 9 月末までにサービス提供を開始)

事業の検証  
(サービスのニーズと供給量、サービスの質)

通常の指定申請に基づく指定事業者による事業とすること、及びその時期を検討



## 5 サービスの基準について

総合事業のサービスの基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」により規定しています。

現行のサービスに相当する、「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の人員、設備、運営の基準は、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同様の基準です。

また、これまで同様、同一の事業所において「訪問介護」、「通所介護」と一体的にサービスを提供することも可能です。この場合、要支援者（及び事業対象者）と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があることも、現行と同じです。

なお、運営の基準が現行のサービスと同様であることから、「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の運営基準の詳細は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に準じるものとします。

新しく開始する「総合事業訪問生活援助」は、サービスを提供する従事者の資格要件や、個別サービス計画の作成要件を緩和します。

※「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」は、地域包括支援課のホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業について」に掲載しています。

## 6 サービスの単価について

※単価は本市の平成29年度予算成立後、正式決定されます。

### (1) 総合事業訪問介護、総合事業通所介護

算定単位は、1月あたりの包括報酬を用います。

基本報酬の単位数は、現行の単価に加え、総合事業通所介護において、要支援2の「週1回程度利用」区分を新たに設定します。（単位数の詳細は、7～9ページの「7 姫路市における総合事業のサービス概要」を参照してください。）

加算・減算は「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同様です。

1単位あたりの単価は、姫路市の地域区分単価を適用します。

総合事業訪問介護は 10,21円、総合事業通所介護は 10,14円です。

- 総合事業通所介護について、要支援2や事業対象者の人が、「週1回程度利用」か「週2回程度利用」のどちらの報酬を請求するかは、標準的に想定される1週あたりのサービス提供頻度に基づき、報酬区分を位置付けてください。

利用者の状態像の変化やその他の理由（利用者の都合等）により、当初の支給区分に比べサービス利用が多くなったり、少なくなった場合においても、月の途中で報酬区分を変更する必要はありません。

- 総合事業訪問介護のサービスコード  
 みなし指定事業所・・・ A1  
 みなし指定が適用されない事業所・・・ A2
  - 総合事業通所介護のサービスコード  
 みなし指定事業所・・・ A6  
 みなし指定が適用されない事業所・・・ A6
- ※ 総合事業通所介護は、みなし指定の適用の有無に係わらずA6です。

**【ポイント】**

国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードが変更になります。

「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の利用者は、添付資料の別紙1「サービスコード表」（13～19ページ）記載の総合事業用のサービスコードで請求して下さい。

なお、移行期間中の1年間は、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の利用者と「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の利用者が混在しますのでご注意ください。

**(2) 月額包括報酬の日割り算定の取り扱い**

総合事業訪問介護、総合事業通所介護は従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と異なり、月途中の利用者との契約開始または契約解除の際は、日割り算定を行います。

※ 添付資料 別紙2「介護予防・日常生活支援総合事業の月額報酬の日割り請求について」（20ページ）を参照

① 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。

なお、当該契約開始月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約開始月については報酬の請求ができません。

② 月途中の利用解除

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。

なお、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬の請求ができません。

**(3) 総合事業訪問生活援助**

算定単位は、1回あたりの報酬です。

加算・減算は、サービス提供責任者体制減算、同一建物減算、特別地域加算、中山間地等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の5種類です。

1単位あたりの単価は、姫路市の地域区分単価を適用し、10,21円です。

## 7 姫路市における総合事業のサービス概要

### (1) 訪問型サービス

名 称	総合事業訪問介護													
類 型	現行の介護予防訪問介護相当のサービス													
事業主体	指定事業者													
対象者	要支援者、事業対象者													
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様（訪問介護員による身体介護、生活援助）													
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員、設備、運営に基準は、現行の介護予防訪問介護と同様</li> <li>・ 同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービス提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。</li> </ul>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</td> </tr> </tbody> </table>		資格要件	配置要件	管理者※1	なし	常勤・専従1以上	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等	常勤換算2.5以上	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2
		資格要件	配置要件											
	管理者※1	なし	常勤・専従1以上											
訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等	常勤換算2.5以上												
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2												
	※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員（常勤職員の勤務時間の1/2以上）も可能													
報 酬		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象</th> <th>包括報酬（月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>要支援1・2、事業対象者</td> <td>月 1, 1681単位</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>要支援1・2、事業対象者</td> <td>月 2, 335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超程度</td> <td>要支援2、事業対象者</td> <td>月 3, 704単位</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	包括報酬（月）	週1回程度	要支援1・2、事業対象者	月 1, 1681単位	週2回程度	要支援1・2、事業対象者	月 2, 335単位	週2回超程度	要支援2、事業対象者	月 3, 704単位
		対 象	包括報酬（月）											
	週1回程度	要支援1・2、事業対象者	月 1, 1681単位											
	週2回程度	要支援1・2、事業対象者	月 2, 335単位											
週2回超程度	要支援2、事業対象者	月 3, 704単位												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の介護予防訪問介護と同様の報酬</li> <li>・ 加算体系も現行の介護予防訪問介護と同様</li> </ul>													
単 価	1単位 10,21円													
利用者負担	1割 または 2割 ※ 給付制限の適用なし													
サービスコード	みなし指定事業所：A1、みなし指定が適用されない事業所：A2													
支払方法	国保連経由													
限度額管理	有													

## (1) 訪問型サービス（つづき）

名 称	総合事業訪問生活援助													
類 型	緩和した基準による訪問型サービス													
事業主体	指定事業者 ※ <b>当初は公募選定により市内事業者を指定して実施</b>													
対象者	要支援者、事業対象者 ※ <u>単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものが対象です。</u> ※ 認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者などは利用不可。													
サービス内容	生活援助 ※ 平成12年3月17日付 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助の範囲内													
基 準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能          ※2 一部非常勤職員（常勤職員の勤務時間の1/2以上）も可能</p> <p>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</p>			資格要件	配置要件	管理者※1	なし	専従1以上	従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者	必要数	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2
	資格要件	配置要件												
管理者※1	なし	専従1以上												
従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者	必要数												
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2												
報 酬	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用1回あたりの報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要時間20分以上45分未満</td> <td>183単位</td> </tr> <tr> <td>所要時間45分以上</td> <td>225単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用回数は <u>週2回</u>まで          ・加算・減算は、サービス提供責任者体制減算、同一建物減算、特別地域加算、中山間地等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を設定</p>			利用1回あたりの報酬	所要時間20分以上45分未満	183単位	所要時間45分以上	225単位						
	利用1回あたりの報酬													
所要時間20分以上45分未満	183単位													
所要時間45分以上	225単位													
単 価	1単位 10,21円													
利用者負担	1割 または 2割 ※ 給付制限の適用なし													
サービスコード	A3													
支払方法	国保連経由													
限度額管理	有													

(2) 通所型サービス

名 称	総合事業通所介護		
類 型	現行の介護予防通所介護相当のサービス		
事業主体	指定事業者		
対象者	要支援者、事業対象者		
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様（入浴、機能訓練等）		
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員、設備、運営の基準は、現行の介護予防通所介護と同様</li> <li>・ 同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービス提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。</li> </ul>		
		配置要件	
	管理者※	常勤・専従 1 以上	
	生活相談員	専従 1 以上	
	看護職員	専従 1 以上	
	介護職員	～ 15 人 専従 1 以上 15 人～ 利用者 1 人に専従 0.2 以上 ※基準は現行の介護予防通所介護のとおり	
	機能訓練指導員	1 以上	
	（生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤） ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		
報 酬		対 象	包括報酬（月）
	週 1 回程度	要支援 1、事業対象者	月 1, 647 単位
	<u>週 1 回程度</u>	<u>要支援 2</u>	<u>月 1, 647 単位</u>
	週 2 回程度	要支援 2、事業対象者	月 3, 377 単位
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加算体系は現行の介護予防通所介護と同様（同一建物減算およびサービス提供体制強化加算に要支援 2 の週 1 回程度利用の単価を設定）</li> </ul>		
単 価	<u>1 単位 10, 14 円</u>		
利用者負担	1 割 または 2 割 ※ 給付制限の適用なし		
サービスコード	<u>A 6</u>		
支払方法	国保連経由		
限度額管理	有		

## 8 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。

利用者の負担割合は、介護保険負担割合証（介護保険と共通）で確認できます。

また、介護給付の高額介護予防サービス費や高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業、社福軽減等の低所得者に対する利用者負担額の軽減についても実施します。

※ 高額介護予防サービス費相当事業に該当する人に対しては、4か月ごとに介護保険課から送付される「介護サービス費用のお知らせ」で、申請をご案内いたします。

なお、保険料滞納に伴う給付制限措置は、総合事業には適用しません。

※ 福祉用具貸与等の予防給付には従来通り給付制限が適用されるため、注意が必要です。

## 9 利用限度額

要支援1、事業対象者 : 5,003単位

要支援2 : 10,473単位

※ 要支援者については、予防給付と総合事業を一体的に管理します。

（合計で上記の単位数を限度とする）

※ 事業対象者について、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるケース等では、事前に地域包括支援課へ相談のうえ、おおむね1か月の範囲内で、10,473単位までサービス利用することも可能とします。

## 10 介護予防ケアマネジメント

要支援者又は事業対象者が総合事業のサービスを利用する際は、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより、ケアプランを作成する必要があります。

介護予防ケアマネジメントは、本人の自立支援を目的とし、その心身の状況等に応じて、本人のニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。ケアマネジメントのプロセスは、従来の介護予防支援と同様です。

なお、要支援者が同じ月に予防給付と総合事業のサービスを組合せて利用する場合は、介護予防支援によりケアプランを作成します。

○ 介護予防ケアマネジメントを実施する前に、姫路市に「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出する必要があります。

様式は、従来の「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」と統一したものとなっています。

姫路市の介護予防ケアマネジメント	
事業主体	地域包括支援センター（居宅介護支援事業所への一部委託も可）
対象者	要支援者、事業対象者
介護予防ケアマネジメントで利用できるサービス	総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助 総合事業通所介護
ケアマネジメントのプロセス	アセスメント、サービス担当者会議の開催、モニタリング等、現在の介護予防支援と同様に実施します。
報酬	<u>月430単位</u> 加算体系も現行の介護予防支援と同様
サービスコード	<u>AF</u>
単価	<u>1単位 10,21円</u>
支払方法	国保連経由

○ 姫路市では当面の間、「原則的な介護予防ケアマネジメント」（ケアマネジメントA）のみ実施します。

○ 要支援者は、利用するサービスによって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントのどちらを利用するかが変わります。月のうち1日でも予防給付のサービスを利用した場合は介護予防支援、全く予防給付のサービスを利用しなかった場合は介護予防ケアマネジメントになります。

種類	要支援者			事業対象者
	予防給付のみ	予防給付+総合事業	総合事業のみ	
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援	○	○	×	×

○ マネジメントの種類が介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変わったり、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変わっても、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の再提出は必要ありません。（転居等により管轄の地域包括支援センターが変わる場合は提出が必要。）

#### 【ポイント】

介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも、実質的には同じものと言えます。

ただ、請求時のコードは変わりますので、注意が必要です。

介護予防支援は46、介護予防ケアマネジメントはAFです。

## 1.1 定款の変更等について

### (1) 法人の定款等

介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を定款等に定める必要があり、サービス名及び引用する条文を変更する必要があります。定款等を変更した場合は、変更届を提出してください。

- 例) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業  
介護保険法に基づく第1号事業  
介護保険法に基づく第1号訪問事業  
介護保険法に基づく第1号通所事業 等

※ 総合事業へは1年かけて移行するため「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」に係る規定も平成30年3月末までは必要です。

### (2) 運営規程・重要事項説明書

運営規程や重要事項説明書に、サービス名及び引用する条文を追加する必要があります。その変更のみをもって変更届の提出は不要ですが、次回に変更届を提出する際には、当該変更事由となった事項と併せて届け出てください。

なお、利用者及びその家族へは、運営規程の変更等について説明が必要です。

- 例) 第1号訪問事業（総合事業訪問介護）  
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）  
第1号通所事業（総合事業通所介護）  
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している人が総合事業に移行し、総合事業訪問介護、総合事業通所介護のサービスを提供する際は、改めて契約書や重要事項説明書を取り交わす必要があると考えますが、その方法は、新規に全部の契約書や重要事項説明書を取り交わす方法の他、契約書や重要事項説明書の一部変更として、変更契約書や覚書等を取り交わすといった対応も考えられます。



1 総合事業訪問介護(みなし) サービスコード表  
 ※ みなし指定ありの事業所が使用する

別紙 1

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A1	1111 訪問型サービスⅠ	訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月につき
A1	1113 訪問型サービスⅠ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	818	
A1	1114 訪問型サービスⅠ・同一			同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,051	
A1	1115 訪問型サービスⅠ・初任・同一			対する減算 × 90%	736	
A1	2111 訪問型サービスⅠ日割			事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 38単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	
A1	2113 訪問型サービスⅠ日割・初任		27			
A1	2114 訪問型サービスⅠ日割・同一	同一建物に居住する利用者に	34			
A1	2115 訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	サービス提供責任者体制減算 × 70% 対する減算 × 90%	24			
A1	1211 訪問型サービスⅡ	訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	1月につき
A1	1213 訪問型サービスⅡ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,635	
A1	1214 訪問型サービスⅡ・同一			同一建物に居住する利用者に	2,102	
A1	1215 訪問型サービスⅡ・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70% 対する減算 × 90%	1,472	
A1	2211 訪問型サービスⅡ日割			事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 77単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	
A1	2213 訪問型サービスⅡ日割・初任		54			
A1	2214 訪問型サービスⅡ日割・同一	同一建物に居住する利用者に	69			
A1	2215 訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	サービス提供責任者体制減算 × 70% 対する減算 × 90%	49			
A1	1321 訪問型サービスⅢ	訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	1月につき
A1	1323 訪問型サービスⅢ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	2,593	
A1	1324 訪問型サービスⅢ・同一			同一建物に居住する利用者に	3,334	
A1	1325 訪問型サービスⅢ・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70% 対する減算 × 90%	2,334	
A1	2321 訪問型サービスⅢ日割			事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	
A1	2323 訪問型サービスⅢ日割・初任		85			
A1	2324 訪問型サービスⅢ日割・同一	同一建物に居住する利用者に	110			
A1	2325 訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	サービス提供責任者体制減算 × 70% 対する減算 × 90%	77			
A1	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A1	8001 訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき	
A1	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A1	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A1	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地等に居住する者へのサービス	所定単位数の5%加算		1月につき	
A1	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき	
A1	4001 訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A1	4002 訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	
A1	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		1月につき	
A1	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算			
A1	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算			
A1	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算			
A1	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算			

2 総合事業訪問介護(独自) サービスコード表  
 ※ みなし指定なしの事業所が使用する

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		1,168	1月につき		
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	サービス費 (独自) (Ⅰ)	1,168単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	818			
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,051			
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			対する減算 × 90%	736			
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	サービス提供責任者体制減算 × 70%		38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			38単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%		同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	27
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	34						
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	24						
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)				2,335		
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	サービス費 (独自) (Ⅱ)	2,335単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,635			
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	2,102			
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			対する減算 × 90%	1,472			
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	サービス提供責任者体制減算 × 70%		77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			77単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%		同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	54
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	69						
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	49						
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)				3,704		
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	サービス費 (独自) (Ⅲ)	3,704単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	2,593			
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	3,334			
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			対する減算 × 90%	2,334			
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	サービス提供責任者体制減算 × 70%		122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			122単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%		同一建物に居住する利用者に サービス提供責任者体制減算 × 70%	85
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	110						
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	77						
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算					
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地等に居住する者へのサービス 提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算				
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算				
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算				

3 総合事業訪問生活援助 サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1111	訪問生活援助Ⅰ 1	総合事業訪問生活援助費 (1) 20分以上45分未満 事業対象者、要支援1・2 給付率 90% (週2回まで)  183単位	90%	183	1回につき		
A3	1113	訪問生活援助Ⅰ 1・初任		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		128	
A3	1114	訪問生活援助Ⅰ 1・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	165
A3	1115	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		115	
A3	1121	訪問生活援助Ⅰ 1・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	特別地域加算 × 15%		90%	27
A3	1123	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		19	
A3	1124	訪問生活援助Ⅰ 1・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	25
A3	1125	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		17	
A3	1131	訪問生活援助Ⅰ 1・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算		90%	18
A3	1133	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		13	
A3	1134	訪問生活援助Ⅰ 1・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	17
A3	1135	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 10%		90%	12
A3	1141	訪問生活援助Ⅰ 1・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算		90%	9
A3	1143	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		6	
A3	1144	訪問生活援助Ⅰ 1・同一・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	8
A3	1145	訪問生活援助Ⅰ 1・初任・同一・中山間地者	サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 5%	90%	6		
A3	1211	訪問生活援助Ⅱ 1	(2) 45分以上 事業対象者、要支援1・2 給付率 90% (週2回まで)  225単位	90%	225	1回につき		
A3	1213	訪問生活援助Ⅱ 1・初任		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		158	
A3	1214	訪問生活援助Ⅱ 1・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	203
A3	1215	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		142	
A3	1221	訪問生活援助Ⅱ 1・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	特別地域加算 × 15%		90%	34
A3	1223	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		24	
A3	1224	訪問生活援助Ⅱ 1・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	30
A3	1225	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		21	
A3	1231	訪問生活援助Ⅱ 1・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算		90%	23
A3	1233	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		16	
A3	1234	訪問生活援助Ⅱ 1・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	20
A3	1235	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 10%		90%	14
A3	1241	訪問生活援助Ⅱ 1・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算		90%	11
A3	1243	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	90%		8	
A3	1244	訪問生活援助Ⅱ 1・同一・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%		90%	10
A3	1245	訪問生活援助Ⅱ 1・初任・同一・中山間地者	サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 5%	90%	7		

つづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1411	訪問生活援助Ⅰ 2	総合事業訪問生活援助費 (1) 20分以上45分未満 事業対象者、要支援1・2 給付率 80% (週2回まで)  183単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	183	1回につき	
A3	1413	訪問生活援助Ⅰ 2・初任		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	128		
A3	1414	訪問生活援助Ⅰ 2・同一		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	165		
A3	1415	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	115		
A3	1421	訪問生活援助Ⅰ 2・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	27		
A3	1423	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・特別地域加算		特別地域加算 × 15%	80%	19		
A3	1424	訪問生活援助Ⅰ 2・同一・特別地域加算		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	25		
A3	1425	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	17		
A3	1431	訪問生活援助Ⅰ 2・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	80%		18
A3	1433	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	13		
A3	1434	訪問生活援助Ⅰ 2・同一・中山間地所		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	17		
A3	1435	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 10%	80%		12
A3	1441	訪問生活援助Ⅰ 2・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	80%		9
A3	1443	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	6		
A3	1444	訪問生活援助Ⅰ 2・同一・中山間地者		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	8		
A3	1445	訪問生活援助Ⅰ 2・初任・同一・中山間地者	サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 5%	80%	6		
A3	1511	訪問生活援助Ⅱ 2	(2) 45分以上 事業対象者、要支援1・2 給付率 80% (週2回まで)  225単位	サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	225	1回につき	
A3	1513	訪問生活援助Ⅱ 2・初任		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	158		
A3	1514	訪問生活援助Ⅱ 2・同一		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	203		
A3	1515	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・同一		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	142		
A3	1521	訪問生活援助Ⅱ 2・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	特別地域加算 × 15%	80%		34
A3	1523	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・特別地域加算		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	24		
A3	1524	訪問生活援助Ⅱ 2・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 15%	80%		30
A3	1525	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・同一・特別地域加算		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	21		
A3	1531	訪問生活援助Ⅱ 2・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	80%		23
A3	1533	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	16		
A3	1534	訪問生活援助Ⅱ 2・同一・中山間地所		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	20		
A3	1535	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・同一・中山間地所		サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 10%	80%		14
A3	1541	訪問生活援助Ⅱ 2・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	80%		11
A3	1543	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・中山間地者		サービス提供責任者体制減算 × 70%	80%	8		
A3	1544	訪問生活援助Ⅱ 2・同一・中山間地者		同一建物に居住する利用者 に対する減算 × 90%	80%	10		
A3	1545	訪問生活援助Ⅱ 2・初任・同一・中山間地者	サービス提供責任者体制減算 × 70%	× 5%	80%	7		

4 総合事業通所介護 サービスコード表

（マーカー部分）及び赤字は、国が定める標準のサービスコード表に姫路市が追加した部分です。

※ 全ての事業所が使用する

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割	サービス費		54単位	54	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22	(独自)	要支援2(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111単位	111	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	用する者に通所型サービスを行う場合	要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的サー	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	ビス複数実		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	施加算		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自複数サービス提供体制加算 I 11	サービス提	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6128	通所型独自複数サービス提供体制加算 I /212	供体制強化		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自複数サービス提供体制加算 I 12	加算		事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144
A6	6101	通所型独自複数サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6122	通所型独自複数サービス提供体制加算 I /222			要支援2(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自複数サービス提供体制加算 I 22			事業対象者、要支援2(週2回程度)	96単位加算	96
A6	6103	通所型独自複数サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24
A6	6124	通所型独自複数サービス提供体制加算 II /22			要支援2(週1回程度)	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自複数サービス提供体制加算 II 2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

つき

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111単位	78		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111単位	78		1日につき	

5 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	要支援1・2 430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算	300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位加算	300	

## 介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

別紙 2

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
  - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※ サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日(※2)	
・総合事業訪問介護  ・総合事業通所介護	開始	・区分変更(要支援1⇔要支援2) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、総合事業訪問介護の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、総合事業通所介護の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去(※1)	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援1⇔要支援2) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日  (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、総合事業訪問介護の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、総合事業通所介護の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
・介護予防ケアマネジメント費  ・日割り計算用サービスコードがない加算	・ <u>日割りは行わない。</u> ・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	-	

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。